

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

事業者名： 社会福祉法人 青谷学園

評価実施期間：平成20年5月16日～平成20年11月17日

1 評価機関

名称	特定非営利活動法人エイジコンサーン・ジャパン
所在地	大阪市住之江区南港北2-1-10ATCビル1TM棟9階

2 事業者情報【平成20年9月1日現在】

事業所名称 (施設名)	社会福祉法人 青谷学園 そら保育園	サービス種別	保育所
開設年月日	平成17年5月1日	管理者氏名	山本 弘二
設置主体	昭和57年2月26日	代表者職・氏名	理事長 白 樫 忠
経営主体	昭和57年2月26日	代表者職・氏名	理事長 白 樫 忠
所在地	〒631-0076	奈良市富雄北3丁目14-3	
連絡先電話番号	0742-53-0419	FAX番号	0742-53-0500
ホームページアドレス	http://www.sorahoikuen.jp		
E-mail	info@sorahoikuen.jp		

基本理念・運営方針

- 《理念》 サービス利用者に「生きがい」「満足」「感動」のある福祉サービスを提供します。
全ての人々が、安心して暮らせる豊かな地域社会づくりに貢献します。
- 《運営方針》 常に園児とその家族の立場に立って、保育するよう努めるものとする。
家庭との結びつきを重視した運営を行い、市と密接な連携に努めるものとする。
運営に当たっては、周辺住民との連携及び協力を行う等地域との交流に努め、地域の子育て支援に貢献するものとする。
提供する保育の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
前四項のほか「児童福祉施設最低基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする
- 《保育方針》 子どもたち1人ひとりの個性が大切にされ、それぞれの場面で主人公になれる保育を目指します。いろいろな目標を達成するために、施設が、保育士が、また保護者の方々が、何かをするという考えではなく、子どもたちにかかわる全員で達成していきたい。またその過程が大切であると考えます。
- 1 基本的な生活習慣を身につける。
 - 2 自分のことは、自分でする心を身につける。
 - 3 友だちと仲良く遊び、思いやりといたわる心を身につける。
 - 4 資質を開花させ、無限の可能性の芽を育てる。
 - 5 病気・けがのない丈夫な体をつくる。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

【利用者の状況】

定員:	90名		利用者数:	107名	
-----	-----	--	-------	------	--

※) 施設種別ごとに、利用者の年齢階層、利用期間、障害の程度・内容など、

そら 保育園 児童利用数及び利用期間一覧表

2008.09.01

	利用者数	利 用 期 間			
		1年未満	2年未満	3年未満	4年未満
0歳	12	12	0	0	0
1歳	16	2	14	0	0
2歳	17	2	9	6	0
3歳	20	4	3	9	4
4歳	21	1	1	4	15
5歳	21	2	0	3	16
計	107	23	27	22	35

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

2 事業者情報【平成20年9月1日現在】

【職員の状況】

職 種	勤 務 区 分				常勤換算 ※	基準職員数 ※
	常 勤 (人)		非 常 勤 (人)			
	専 従	兼 務	専 従	兼 務		
施設長	1					
保育士	15		7			
看護師	1		1			
栄養士	1					
調理師	1		1			
前年度採用・退職の状況：	採 用	常 勤 15人		非 常 勤	1人	
	退 職	常 勤 10人		非 常 勤	2人	
前年度・同法人での状況	はな保育園へ移籍	常 勤 6人		非 常 勤	0人	
○常勤職員の当該法人での平均勤務年数					2.8年	
○直接処遇に当たる常勤職員の当該法人での平均勤務年数					1.7年	
○常勤職員の平均年齢					26.5歳	
○うち直接処遇に当たる職員の平均年齢					25.4歳	

※常勤換算数及び基準職員数は、当該職について、運営基準等で定められている場合のみ

記入してください。

3 評価の総評

◇特に評価の高い点

園長は特に保育士の質の向上に努め、保育士は園児に対する熱意に満ちて、恵まれた環境にある。特に登園時には看護師が子どもへの挨拶を通して、声や表情から健康状態の把握に努め保育士との情報共有がされている姿は保護者にとって大きな安心につながるものである。
園長以下職員間の意思疎通が良好であり、それが環境に一層の輝きを与え保護者の満足度も良好である。具体例として保護者の意向に合わせ、紙おむつと布オムツが選択できることや、園児の状態に合わせ離乳期や咀嚼の能力にあわせた食事が提供されるなど、園児の個々の状態に合わせた対応がなされている。
4・5歳児に対しては小学校就学にも備えて、「そろばん教室」(週1回)は数字に対して苦手意識をなくすため、「英語であそぼ」(週1回)は外国人の先生からネイティブな英語を、「体操教室」(隔週)は楽しく正しく体操を身につける、という趣旨で外部から講師を招聘して無料で行っている。

◇改善を求められる点

法人理念・保育方針は明文化されているが、そら保育園独自の理念・基本方針の策定が望まれる。
保育士の定着になお一層の努力が望まれる。
保健室は手狭であり改善が求められる。
地域との更なる交流を期待する。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

共通基準	
1-1	<p>理念・基本方針</p> <p>理念・基本方針は明文化されている。職員行動規範や事業計画は理念・基本方針と整合性を有している。職員には良く周知理解されており、保護者への周知にも努力が認められる。地域へのアピールはより一層の取り組みが望まれる。</p> <p>法人としての理念・基本方針は園として独自の作成が望まれる。</p>
1-2	<p>計画の策定</p> <p>中長期計画は組織体制、設備、職員構成、人材育成等について、職員・保護者の意見を尊重しながらリスクマネジメント委員会・サービス向上委員会等で課題、問題点を明らかにし、変更・修正を加え策定されている。年度事業計画は分かり易く、方針目標が具体的に明示され、職員・保護者に周知されている。</p>
1-3	<p>経営者の責任とリーダーシップ</p> <p>管理者は自らの役割と責任の検証を常に怠らず、関係者との信頼関係の構築に努力している。第三者評価受審の選択はそれが具現化されたものと言える。遵守法令リストは整備され、内容は職員に周知されている。サービス向上委員会が定期的に開催され、保育サービスの質の向上、職場環境の整備、経営・業務の効率化と改善に組織を挙げて取り組まれている。</p>
2-1	<p>経営状況の把握</p> <p>福祉事業の動向の把握、福祉サービス全般のデータ収集に努め、外部監査のもと適正に運営されている。経営分析は月次単位で行われ、職員の意見聴取、職員同士の見当の場を設け組織的に取り組まれており、その内容は中長期計画・年度事業計画の見直し、修正に向けられている。それらの動向は職員に周知されている。</p>
2-2	<p>人材の確保・育成</p> <p>人事考課は職員への基準明示と、面談を密にし、客観性・公平性・透明性の確保に努めている。随時、園長・副園長・主任の声かけによって、職員の悩み、相談等に良く努めている。有給休暇取得状況や時間外労働についても月ごとにチェックされ、取得の勧め、改善点を話し合う場を設けている。職場の明るさはそれらが機能している表れであろう。教育・研修については計画に基づき適正に運営されている。実習生研修については実習生受け入れマニュアルのもと適正に行われている。</p>
2-3	<p>安全管理</p> <p>安全対策委員会を2ヶ月に一度開催し、安全確保の分析・改善点を審議し、事故対応マニュアルの修正・適正化に努めている。それらは職員に良く周知されている。</p>
2-4	<p>地域との交流と連携</p> <p>施設開放、講演や保健指導等を開催し、地域交流に努めている。ボランティア受け入れについても整備されたマニュアルに基づいて行われている。</p> <p>民生委員・児童委員との連携を密にすると共に、地元小学校との交流が望まれる。</p>
3-1	<p>利用者本位の福祉サービス</p> <p>日常の相談を始め、定期的な懇談や、子ども相談、苦情対応など保護者との関係も十分にとられ、健康面では毎日の登園時に看護師に相談できることや、保育については保護者の意向に合わせ、紙おむつと布オムツが選択できることや園児の状態に合わせ離乳期や咀嚼の能力にあわせ食事なども提供されている。</p>
3-2	<p>サービスの質の確保</p> <p>組織内では、各種手順書やマニュアルの整備を始め、役職者を中心にサービス向上委員会を2ヶ月に1度行い質の確保に努めている。また、第三者委員会には大学教授・元民生委員児童委員を中心として外部からの意見を取り入れるなど、保育園全体の質の確保に努めている。</p>
3-3	<p>サービスの開始・継続</p> <p>サービスの概要は、ホームページやパンフレットに紹介され、詳細についても「園のしおり」に記載されている。入園希望者には、この「園のしおり」を基本に別途整備されている必要事項の書類と共に事前説明や必要に応じて相談等の対応がされている。また、保育の継続や不安等に対しても、窓口を設置し適宜対応している。</p>
3-4	<p>サービス実施計画の策定</p> <p>保育日誌等の基本的な書類の作成は勿論、服薬管理や健康手帳など健康面での実施計画も整えられている。また、保育士を始め職員が担当クラスだけでなく、他のクラスとも多く接する機会があり、一人の園児に対し全体が状況等を把握した状態でサービスが実施されている。</p>

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

4 大項目別の評価概要

付 加 基 準	
A-1	子どもの発達援助
	保育園の使命を理解し法令遵守は勿論健康管理・心身の健全育成に努めている。
	嘱託医検診は幼児 年2回、乳児 月1回を実施している。歯科（年2回）・眼科（年1回）・耳鼻咽喉科（年1回）の検診とその他必要と思われる検査も実施している。検査結果は健康手帳に記入し保護者に確認してもらっている。
	看護師を常勤1名・非常勤1名を配置している。健康手帳で健康診断の結果などを伝え家庭保育に反映出来るように努めている。看護師は毎朝玄関で園児を迎え、園児の体調を観察し調子の悪い園児には降園時まで観察して、保護者に伝えるなどしている。
	アレルギー症状等がある園児に対して個別の対応をしつつも他の園児との差別化にならないように日々配慮ある保育がなされている。
	昼食は管理栄養士を常勤で配置し、季節感・食べることを広げるため献立に工夫を凝らしている。アレルギー症状のある園児には家庭との連携を図り除去食を提供している。園と家庭の連携によりアレルギー症状に改善の見られた園児もいる。
A-2	子育て支援
	園児の入園時の記録・保育記録は確実に記録され管理されている。
	担任職員は保護者と連絡帳だけでなく対話をはかっている。園では子育て相談・個別面談の機会を設けている。それ以外の送迎時に気軽に相談を受けることもある。
	児童虐待マニュアルもあり、各職員は児童虐待に関し会議でも話し合い認識は出来ている。朝の触診・視診を行うことを周知している。
A-3	安全・事故防止
	安全対策会議を設置し、ヒヤリハット事故も記録を残し、発生要因を分析し、未然防止策を検討、職員に周知している。今後、ヒヤリハットマニュアルの充実が望まれる。
	避難訓練は職員だけでなく、園児も訓練を通じて安全が理解できるようにしている。火災訓練（月1回）、地震訓練（年1回）、交通安全（年1回）。
	外部からの進入者防御のため、各保護者はIDカードを使用している。また、業者に委託し各保育室から警備会社・職員室・警察へつながるシステムを導入している。

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象1 福祉サービスの基本方針と組織

1-1 理念・基本方針

1-1-(1)	理念、基本方針が確立されている	第三者評価結果
-1	理念が明文化されている	a・b・c
-2	理念に基づく基本方針が明文化されている	a・b・c
1-1-(2)	理念や基本方針が周知されている	-
-1	理念や基本方針が職員に周知されている	a・b・c
-2	理念や基本方針が利用者等に周知されている	a・b・c

1-2 計画の策定

1-2-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている	第三者評価結果
-1	中・長期計画が策定されている	a・b・c
-2	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている	a・b・c
1-2-(2)	計画が適切に策定されている	-
-1	計画の策定が組織的に行われている	a・b・c
-2	計画が職員や利用者等に周知されている	a・b・c

1-3 管理者の責任とリーダーシップ

1-3-(1)	管理者の責任が明確にされている	第三者評価結果
-1	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している	a・b・c
-2	遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている	a・b・c
1-3-(2)	管理者のリーダーシップが発揮されている	-
-1	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している	a・b・c
-2	経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している	a・b・c

評価対象2 組織の運営管理

2-1 経営状況の把握

2-1-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している	第三者評価結果
-1	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている	a・b・c
-2	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている	a・b・c
-3	外部監査が実施されている	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象2 組織の運営管理

2-2 人材の確保・養成

2-2-(1)	人事管理の体制が整備されている	第三者評価結果
	-1 必要な人材に関する具体的なプランが確立している	a・b・c・e
	-2 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている	a・b・c・e
2-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている	-
	-1 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている	a・b・c・e
	-2 福利厚生事業に積極的に取り組んでいる	a・b・c・e
2-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている	-
	-1 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている	a・b・c・e
	-2 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている	a・b・c・e
	-3 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている	a・b・c・e
2-2-(4)	実習生の受け入れが適切に行われている	-
	-1 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している	a・b・c・e
	-2 実習生の育成について積極的な取り組みを行っている	a・b・c・e

2-3 安全管理

2-3-(1)	利用者の安全を確保するための取り組みが行われている	第三者評価結果
	-1 緊急時(事故、感染症の発生時など)の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている	a・b・c・e
	-2 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策実行している	a・b・c・e

2-4 地域との交流と連携

2-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている	第三者評価結果
	-1 利用者と地域とのかかわりを大切にしている	a・b・c・e
	-2 事業所が有する機能を地域に還元している	a・b・c・e
	-3 ボランティア受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している	a・b・c・e
2-4-(2)	関係機関との連携が確保されている	-
	-1 必要な社会資源を明確にしている	a・b・c・e
	-2 関係機関等との連携が適切に行われている	a・b・c・e
2-4-(3)	地域の福祉向上のための取り組みを行っている	-
	-1 地域の福祉ニーズを把握している	a・b・c・e
	-2 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている	a・b・c・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
3-1-(1)	利用者を尊重する姿勢が明示されている	
	-1 利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている	a・b・c・d
	-2 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している	a・b・c・d
3-1-(2)	利用者満足の向上に努めている	-
	-1 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している	a・b・c・d
	-2 利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている	a・b・c・d
3-1-(3)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている	-
	-1 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している	a・b・c・d
	-2 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している	a・b・c・d
	-3 利用者からの意見等に対して迅速に対応している	a・b・c・d

3-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
3-2-(1)	質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている	
	-1 サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している	a・b・c・d
	-2 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている	a・b・c・d
	-3 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している	a・b・c・d
3-2-(2)	個々のサービスの標準的な実施方法が確立している	-
	-1 個々のサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている	a・b・c・d
	-2 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している	a・b・c・d
3-2-(3)	サービス実施の記録が適切に行われている	-
	-1 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている	a・b・c・d
	-2 利用者に関する記録の管理体制が確立している	a・b・c・d
	-3 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している	a・b・c・d

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (共通基準)

評価対象3 適切な福祉サービスの実施

3-3 サービスの開始・継続

3-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている	第三者評価結果
-1	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している	a・b・c
-2	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている	a・b・c
3-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている	-
-1	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている	a・b・c

3-4 サービス実施計画の策定

3-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている	第三者評価結果
-1	定められた手順に従ってアセスメントを行っている	a・b・c
-2	利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している	a・b・c
3-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている	-
-1	サービス実施計画を適切に策定している	a・b・c
-2	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

評価対象A-1 子どもの発達援助

A-1-(1)	発達援助の基本	第三者評価結果
	-1 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている	a・b・c
	-2 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している	a・b・c
A-1-(2)	健康管理・食事	第三者評価結果
	-1 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している	a・b・c
	-2 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	a・b・c
	-3 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている	a・b・c
	-4 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している	a・b・c
	-5 食事を楽しむことができる工夫をしている	a・b・c
	-6 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている	a・b・c
	-7 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している	a・b・c
	-8 アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている	a・b・c
A-1-(3)	保育環境	第三者評価結果
	-1 子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している	a・b・c
	-2 生活の場に相応しい環境とする取り組みを行っている	a・b・c
A-1-(4)	保育内容	第三者評価結果
	-1 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている	a・b・c
	-2 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している	a・b・c
	-3 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている	a・b・c
	-4 身近な自然や社会とかがわかれるような取り組みがなされている	a・b・c
	-5 さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている	a・b・c
	-6 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している	a・b・c
	-7 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮している	a・b・c

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

5 評価細目の第三者評価結果 (保育所 付加基準)

評価対象A-1 子どもの発達援助

A-1-(4)	保育内容	第三者評価結果
-8	性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している	a・b・c・e
-9	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e
-10	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e
-11	障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる	a・b・c・e

評価対象A-2 子育て支援

A-2-(1)	入所児童の保護者の育児支援	第三者評価結果
-1	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている	a・b・c・e
-2	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている	a・b・c・e
-3	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている	a・b・c・e
-4	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長(園長)まで届く体制になっている	a・b・c・e
-5	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている	a・b・c・e
A-2-(2)	一時保育(一時保育はしていない)	第三者評価結果
-1	一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている	a・b・c

評価対象A-3 安全・事故防止

A-3-(1)	安全・事故防止	第三者評価結果
-1	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている	a・b・c・e
-2	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている	a・b・c・e
-3	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている	a・b・c・e
-4	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	a・b・c・e
-5	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている	a・b・c・e

(様式第2号) 奈良県福祉サービス第三者評価結果報告書

6 利用者調査の結果(別紙)

保護者アンケート集計表およびアンケートコメント集

7 事業者の自己評価結果(別紙)

8 第三者評価結果に対する事業者のコメント

この度は第三者評価を受審させて頂き有難うございました。
奈良県で初めての保育所受審ということで期待と不安がありましたが、調査者の丁寧な説明や進行により安心して受審することができました。受審内容では、保育園が日頃より努力してきたことを評価していただいたことで、今までの保育が間違っていなかったという大きな自信となりました。改善点として指摘していただいた点については、今後、サービス向上委員会等で十分に吟味し、子ども、保護者、職員がさらに良い保育園であることに実感してもらえるよう努力していきたいと思っております。第三者評価の受審を機にこれからの実践でより意味深いものにしていくことが、もう一つの課題であると考えています。又、そら保育園がこの地域でより良い地域福祉の発信基地となり得るよう頑張っていきます。